

【令和3年度7月版】新型コロナウイルス感染症に係る事業者向け支援制度一覧

最新の主な事業者向け支援制度を掲載します。事業者の皆様におかれましては、申請漏れがないようご注意ください。

(R3.7.1 現在)

主体	名称	対象者	内容・要件	補助額・給付額等	申請期間	問い合わせ先
町	山都町事業継続支援給付金	町内に店舗や事務所等を有し継続して事業活動を行っている事業者等であって、「内容・要件」に合致する者。	国持続化給付金、県継続支援金、国一時支援金、県支援一時金のいずれかを受給している者（ <u>国持続化給付金、県継続支援金の受給者については、熊本県時短等要請協力金の交付を受けていない者に限る。</u> ）	1事業者当たり10万円	10/29 まで	山の都創造課 商工観光係 ☎ 72-1158
	山都町事業者等浄化槽維持管理支援事業補助金	町内に店舗や事務所等を有し継続して事業活動を行っている事業者等であって、「内容・要件」に合致する者。	①国持続化給付金、県継続支援金、国一時支援金、県支援一時金のいずれかを受給している者。 ②12ヶ月の間に支出した、事業用浄化槽の保守点検料及び清掃料の合計額のうち、 <u>10万円を超える部分</u> を補助。	10万円を超える部分の2分の1の額（上限50万円）	10/29 まで	山の都創造課 商工観光係 ☎ 72-1158
国	月次支援金	右記①と②を満たせば、業種・地域を問わず給付対象（例） ・日常的に訪れるお店 ・教育、医療・福祉関係 ・文化・娯楽・旅行関係 ・経営コンサル・士業 ・IT等の専門サービス業 ・映像、音楽、書き物のデザインを行う事業者 ・飲料や食料品の卸売事業者 ・農業、漁業	①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が前年又は前々年の同じ月と比べて50%以上減少していること	●給付上限 ・中小法人等 20万円/月 ・個人事業者等 10万円/月 ●給付額 前年又は前々年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上	・4月分、5月分 6/16～8/15 ・6月分 7/1～8/31 ※県内は5月分、6月分が該当します。	月次支援金相談窓口 ☎ 0120-211-240 ※ IP 電話等 ☎ 03-6629-0479
県	熊本県時短要請協力金	県の要請に前端的に協力した飲食店、喫茶店等（営業時間を午前5時から午後9時まで短縮）	熊本蔓延防止宣言に基づく対策強化に伴い、熊本県からの営業時間短縮要請に協力した飲食店等に対し、協力金の支給を行う。	●1日あたりの給付額 ①前年又は前々年の1日あたりの売上高が83,333円以下の場合 ⇒25,000円 ②83,334円以上25万円以下⇒前年又は前々年の1日あたりの売上高の3割 ③25万円超 ⇒75,000円	6/14～7/30	熊本県時短要請協力金相談窓口 ☎ 096-333-2828

問合せ先 山の都創造課 ☎ 72-1158

水稲共済の掛金を補助します

近年、ウンカや自然災害、鳥獣害の被害等が発生し、町内全域の水稲生産において、甚大な影響を及ぼしています。そこで、山都町では令和3年度、農家負担掛金の1/2を補助します。農家の経営努力では防ぐことが難しいリスクに備えた保険「水稲共済」への加入をお勧めします。



対象者 令和3年産水稲（主食用米、飼料用米、米粉用米）の耕作面積が10a以上の方
※収入保険加入者は対象になりませんのでご了承ください。

交付額 農家負担掛金の1/2を町が補助。（掛金確定後、熊本県農業共済組合より交付）

申込期限 令和3年7月15日までに、熊本県農業共済組合上益城支所 山都出張所（☎ 72-4222）へお申し込みください。（7月31日までに掛金の支払いが条件となります。）

水稲共済に関する問合せ先 熊本県農業共済組合上益城支所 山都出張所 ☎ 72-4222
補助に関する問合せ先 農林振興課 ☎ 72-1136

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会の委員募集！



令和3年3月31日、熊本連携中枢都市圏を構成する18市町村共同で、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を策定しました。2050年温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向け、本計画の進捗状況や温室効果ガス排出量の削減に向けた対策などについて意見を聞くための委員を募集します。



1 委員の任期 : 2年（選任日から令和5年3月まで）

2 募集対象者 : 熊本連携中枢都市圏内に居住、通勤または通学する20歳以上の方で、圏域の地球温暖化対策に関心があり、意見や提言ができる方

※熊本連携中枢都市圏：熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町

3 募集の定員 : 1人（書類・面接による選考） ※都市圏全域で募集し、1名を選定予定

4 応募期間 : 8月2日から8月20日まで ※17時までに必着

5 応募方法 : 「温暖化対策について私達ができること」をテーマに800字程度にまとめ、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記載のうえ、郵送または電子メールで下記の提出先までご提出ください。

6 提出先 : 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所7階
温暖化・エネルギー対策室

メールアドレス ondankaenergy@city.kumamoto.lg.jp ☎ 096-328-2355

問合せ先 環境水道課 ☎ 72-4002